

鉛管の使用廃止について

(制定 平成 5 年 11 月 26 日局長決)

1 使用を廃止する給水管

水道用鉛管 J I S H 4312

2 使用対象工事

給水装置に係わる全ての工事

3 この取扱いは、平成 6 年 1 月 1 日から施行する。

附則

「鉛管の使用規制について」(昭和 62 年 4 月 1 日部長決) は廃止する。